

7 危機管理

1 防災

(1) 松本市地域防災計画

災害対策基本法に基づき、昭和 40 年に本市の防災に関する基本方針などを定めた「松本市地域防災計画」を策定しました。（平成 24 年度以降は毎年見直し）

(2) 松本市国土強靱化地域計画

平成 27 年に策定した「松本市国土強靱化地域計画」について、過去の災害の教訓や気候変動対策と防災対策の連携、デジタル化の加速などの社会背景を踏まえ、令和 3 年度に計画見直しを行いました。今後もおおむね 5 年ごとに計画内容の見直しを行います。

(3) 火山防災対策

市内に位置する活火山（焼岳、乗鞍岳）について、火山防災協議会（气象台、長野県、岐阜県、高山市等の関係機関）と連携して火山噴火災害に対する防災対策を推進します。

ア 焼岳

令和 4 年 9 月 現地調査（協議会）

令和 5 年 2 月 火山防災協議会

イ 乗鞍岳

令和 4 年 8 月 現地調査（協議会）

令和 5 年 2 月 火山防災協議会

(4) 松本市防災物資ターミナルの管理・運営

災害時物資拠点施設として、令和 2 年 2 月に設置した松本市防災物資ターミナルの管理・運営を行います。

※令和 4 年 10 月に、物資調達・輸送調整等支援システムを使用した訓練を災害協定締結先の日本通運㈱及び中信トラック協同組合と連携して実施しました。

(5) 備蓄

災害時の被災者等の生命、身体の安全を確保するため、備蓄物資の充実を図り、計画的に更新しています。

備蓄倉庫は、防災物資ターミナルの他、市内 63 か所に設置しています。

ア 主な備蓄物資

(ア) 発電機、投光器、感染症対策備品等 159 か所の全指定避難所に配備済

(イ) 備蓄食糧 約 65,000 食

(ウ) 携帯トイレの備蓄 約 257,000 枚

(エ) 毛布、敷段ボール 約 12,000 枚 等

イ 孤立災害対策用物資

上高地に食糧及び毛布を備蓄

ウ 乳幼児用物資

6 歳以下の乳幼児及び保護者用の物資を令和元～4 年度で備蓄

（粉ミルク、液体ミルク、使い捨て哺乳瓶、紙おむつ、下着等）

※食糧や寒冷対策の使い捨てカイロについては、使用期限切れ分を更新

(6) 避難収容対策

ア 概要

災害時に住居を喪失した被災者、避難指示等に伴う避難者等を応急的、一時的に収容するため、公共（市有）施設を中心に「松本市地域防災計画」に基づく避難所に指定しています。

(ア) 指定緊急避難場所

災害の危険が切迫した緊急時に、安全が確保される場所または施設で、地震や洪水などの種類ごとに、あらかじめ市が指定するもの

【指定状況】（令和5年4月1日現在）

箇所数	収容可能人数	備 考
220	653,846 人	小中学校、高校、大学、地区公民館、地区体育館、公園、運動広場、校庭等

(イ) 指定避難所

災害発生時に、被災者が一定期間滞在する施設で、あらかじめ市が指定するもの

【指定状況】（令和5年4月1日現在）

箇所数	収容可能人数	備 考
159	61,301 人	小中学校、高校、大学、地区公民館、地区体育館等

イ 今後の取り組み

指定避難所ごとに避難所運営委員会を組織して訓練を行い大規模災害に備える取組みを推進しています。

※ 避難所運営委員会設置数 119 箇所／159 箇所（令和5年3月末）

(7) 防災訓練の実施

ア 総合防災訓練

令和4年度は、各市町村を巡回して行う長野県総合防災訓練の会場市として、県と共催して、総合防災訓練を実施しました。

- ・実施日 令和4年10月23日（日）
- ・会 場 あずさ運動公園、島内体育館、松本市防災物資ターミナル等
- ・参加者 87 団体、 約 1,500 人

イ 図上防災訓練

訓練開始を発災2時間後とし、発災初動期における市役所及び関係機関等が連携して効果的に災害応急対策が行えるよう、ロールプレイング方式で訓練を実施しました。

- ・実施日 令和4年7月12日（火）
- ・場 所 松本市勤労者福祉センター
- ・参加者 松本市及び12機関・団体 約 200 人
- ・想 定 糸魚川－静岡構造線断層帯（全体）による地震が発生（最大震度7）

ウ シェイクアウト訓練

同時刻一斉に参加者が身の安全確保を図る行動訓練（一斉防災訓練）を実施しました。

- ・実施日 令和5年3月10日（金）午前9時～9時01分
- ・会 場 市内全域（自宅、学校、職場等）
- ・参加者 市民及び松本市への通勤・通学者等 約 22,000 人
- ・想 定 糸魚川－静岡構造線断層帯（全体）による地震が発生（最大震度7）

(8) 自主防災組織の育成

ア 補助金交付制度

町会単位による自主防災組織の活性化を推進するため、自主防災組織が防災活動を行う上で必要となる防災資機材等の購入に対し補助を行っています。

【組織結成及び資機材整備状況】

区 分		令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末
組織結成状況		483 町会(結成率 99.2%)	483 町会(結成率 99.2%)	483 町会(結成率 99.2%)
交付状況 補助金	資機材等整備	100 件	101 件	94 件
	避難所訓練	3 地区、2 避難所	5 地区	6 地区、2 避難所
	除雪機整備	3 件	1 件	3 件

イ 出前講座

主に町会単位で結成される自主防災組織を対象に防災に関する出前講座を行い、自主防災組織活動の充実と活性化を図るものです。

講師：危機管理課職員・長野県地域防災推進協議会

内容：危機管理及び災害対策全般（開講数 53 回、参加者 2,826 人）

(9) 災害時等情報伝達手段

ア 防災行政無線

災害時等において、市民に迅速、正確な情報を提供するため、防災無線の整備を進めています。

移動系防災無線		同報系防災無線	
旧松本・梓川・波田地区		旧松本地区	
設 置 年 度	平成 15～24 年度	設 置 年 度	平成 24～26 年度
統 制 局	市民芸術館	親 局	市民芸術館
副 統 制 局	市役所（危機管理部・宿直室）		市役所（危機管理部）
中 継 局	芥子坊主農村公園、中山霊園	中 継 局	芥子坊主農村公園
移 動 局	293 台 半固定局 153 台 車載型 30 台 携帯型 110 台	屋 外 拡 声 子 局	308 局（30 年度 1 局増設）
		戸 別 受 信 機	717 か所 指定避難所、町内公民館、 要援護者施設等に設置
四 賀 ・ 安 曇 ・ 奈川地区	移動系防災無線の電波が届かない四賀・安曇・奈川地区については、衛星携帯電話を配備済み。	梓川・波田地区	平成 29・30 年度に旧松本市のシステムを梓川・波田地区へ拡大（遠隔制御装置 2 台、屋外拡声子局 71 局、戸別受信機 95 台）
機 器 更 新	令和 3～4 年度に、上記移動局 293 台のうち、平成 19 年以前に配備をした古い移動局 209 台を更新・配備済み。	四賀・安曇・奈川地区	平成 30 年～令和 4 年度に携帯電話回線を利用した屋外拡声子局とCATV回線を利用した音声告知端末を地区内全世帯に配備（遠隔制御装置 5 台、屋外拡声子局 22 局（内上高地エリア 4 局）、戸別受信機 2,594 台）

イ テレホンサービス（同報系防災行政無線）

放送の聞き逃しや聞き取れなかった場合、フリーダイヤル 0120-07-8686 で内容が確認できます。

ウ 災害電話サービス

「避難・避難所に関する情報」及び「国民保護情報」の情報など、同報系防災行政無線で放送

した内容を、事前に申請登録した固定電話若しくはFAXにお知らせするサービスを令和 3 年 3 月から開始（携帯電話やスマートフォンを使用していない方等対象）

エ その他の情報伝達手段

災害、気象、火災情報のほか、国からの緊急情報（全国瞬時警報システム（Jアラート））等を、松本安心ネット、携帯電話会社の緊急速報メールにより、市民等の携帯電話及びパソコンにメールを配信しています。

(10) 原子力災害への備え

東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえ、周辺の原子力発電所事故等により、万一、本市に放射能被害が及んだ場合に備え、次の防災対策を実施しています。

ア 安定ヨウ素剤の備蓄

放射性ヨウ素の被ばくに対する防護措置として、40 歳未満の市民と観光客等市内滞留者用の安定ヨウ素剤約 12 万人分（3 歳未満は分包薬、3 歳以上は丸薬）を備蓄しています。

イ 保管場所

- | | |
|-------------|------------------|
| ・丸薬（市民用） | 市立小学校 28 か所 |
| ・丸薬（市内滞留者用） | 松本薬剤師会会営薬局等 4 か所 |
| ・分包 | 同上 |

2 国民保護

「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（事態対処法）及び「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（国民保護法）に基づき、武力攻撃事態等が発生した場合、市民の生命、身体及び財産を保護し市民生活に及ぼす影響を最小とするための措置を実施するものです。

(1) 主な事務事業

ア 啓発

イ 全国瞬時警報システム（Jアラート）の整備（弾道ミサイル情報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を国から住民まで瞬時に伝達するシステム）

ウ 安否情報収集・提供体制の整備

エ 避難実施要領のパターンの作成

オ E-m-n-e-t の整備（官邸から関係機関に緊急情報（弾道ミサイル情報等の国民保護情報）を迅速に伝達するための一斉送信システム）

3 防犯

(1) 「電話でお金詐欺（特殊詐欺）」被害防止対策

平成 27 年 9 月 4 日の特殊詐欺非常事態宣言発令以降、被害防止対策に取り組んでいます。

- ・ 被害防止街頭啓発活動（年 8 回実施）
- ・ 特殊詐欺電話被害防止対策機器 180 台を高齢者世帯に貸出中
- ・ 「電話でお金詐欺」の予兆電話が多くあった場合は、警察と連携し松本安心ネット等により市民に注意喚起

(2) 防犯対策

防犯重点地区（第一地区）防犯カメラ整備事業（平成 31 年 3 月竣工、更新 3 台・増設 5 台）